

防犯灯電灯料補助金交付申請の手続きについて

① 補助金交付申請書の提出（9月頃）

電気料金の契約区分が『公衆街路灯』の料金が補助対象です。

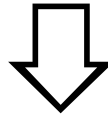
「従量電灯」、「定額電灯」は対象となりません。

また、企業等から広告料等を徴収することなく、経費を自治会が負担していることが条件です。

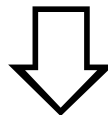
- 添付書類
- (1) 収支予算書
 - (2) 電気料金（月払いは8月分）の領収書等の写し
 - (3) 料金内訳書の写し

注) 公衆街路灯契約及びワット数がわかるように料金内訳書等を提出してください。

また、提出していただく領収証等は返却できませんので、必ずコピー等の写しを添付してください。



- ### ② 交付決定通知と補助金支払請求書を送付します。 補助金支払請求書を提出してください。



- ### ④ 各自治会の指定口座に補助金を振込します。

※ 使用される印鑑は、自治会代表の個人の認印で結構ですが、申請書から請求書まで同じ印鑑を使用してください。

また、スタンプ印（インク充填式）は不可です。